



**ISS Comparative Regionalism Project**

**C R E P**

*<http://project.iss.u-tokyo.ac.jp/crep>*

**関税同盟への選択**

—戦後ヨーロッパにおける自由貿易圏構想—

**CREP Seminar 10**

**平 島 健 司**

2006年4月25日

これは2006年4月25日の準備セミナーの口述記録を要約整理したものであり、

転載・引用等の利用は出来ません。

## CREP 地域主義比較プロジェクト

第10回月例公開セミナー

2006. 4. 25

平島 健司氏（東京大学社会科学研究所）

### 「関税同盟への選択－戦後ヨーロッパにおける自由貿易圏構想－」

お忙しいなかお集まりくださいまして、ありがとうございました。ご存じのように、現在社研は比較地域主義プロジェクトに取り組んでいます。私もそれに加わっているわけですが、ヨーロッパを研究対象とする者として、もちろんヨーロッパに関してさえ知識が絶対とは言えませんが、とても日本周辺のアジアについてわかっているとはいえない。改めて注意して見ざるを得ない。そういう圧倒的な知識量の格差があるわけですが、ただ世上いわれていることは、たとえばヨーロッパの地域主義すなわちEUについては、冷戦終焉後に東欧の国々を初め10カ国が新規に加盟し、現在では25カ国の体系に至っております。あるいは、昨年フランスとオランダにおける国民投票によってその批准が否決されて以降現在は棚上げになっていますけれども、憲法条約、憲法的なルールの体系化までが目指されているように、制度化や法化が多面的に進展しているといわれます。

それに比べてアジアの場合、確かにアジア経済の「アジア化」が進んでいるといわれるように、経済的な提携関係は相当緊密化しているけれども制度面では非常に遅れています。「遅れている・進んでいる」という言い方自体注意を要するわけですが、そのようなことが言われましてヨーロッパとアジアというのは別世界というか、「そもそも一体どうやって比べられるのか」という懐疑的な見方が支配的なのではないかと思います。

実際、アジアではヨーロッパの委員会ですとかあるいは欧州裁判所などのような超国家的な制度がない。基本的には、インターガバメンタル(intergovernmental)な相互関係にとどまっています。すなわち、制度化の遅れと事実上の市場統合の進展が並行しているということがいわれます。レジュメといくつかの資料をお配りしましたが、表とグラフが載っているものがあります。日本経済新聞に連載された「日本の東アジア戦略」というシリーズの中にも、事実上の経済的あるいは市場統合の進展ということを指摘するためにこういうグラフが示されておりました。より正確には、経産省を初め関係ウェブサイトの詳しい資料を参照してください。これはごく簡単なものです。

しかしながら、このCREPは敢えてアジアと他の地域の地域主義を比較するというこ

とで、何か最近の研究で参考になるものはないのかなと思って考えておりましたら、わが敬愛するアメリカのコーネル大学のピーター・カツェンスタイン(Peter J. Katzenstein)が『ア・ワールド・オブ・リージョンズ』という本を2005年に出版しました。たまたまSSJJから依頼を受け、書評を書く機会がありました。カツェンスタインは、アメリカにおけるヨーロッパ研究の第一人者の一人でありとりわけドイツ政治を研究してきました。また他方では、日本とアジアについても優れた研究業績を残していますので、日本とドイツ、あるいはアジアとヨーロッパの地域主義を比較する上で最も適切な研究者の一人ではないかとも思います。

この本は、大変精巧に構成されています。研究者の間では「ロジックが複雑に入り組んでいて理解しづらい」と論評する向きさえあります。確かに、非常に込み入って構成されていますが、この本の基本的な作りとして第二次大戦後の世界秩序をアメリカの視点から見た場合に、リアリストがいうようなもっぱら国家を単位とするものではなく、その側面は否定できないけれども「地域」が極めて大きな役割を果たす秩序として理解すべきではないかということを彼は言っています。したがって、ワールド・オブ・リージョンズということになるわけです。

さらに現代の世界では、グローバル化に対抗して各国が単独で、あるいは地理的に隣接する他国と協調してさまざまな地域協力の枠組みをつくっているわけですが、いかなる国家もグローバル化の深い影響から逃れることはできない。したがって、いろいろな国家間協調の枠組みは変化せざるを得ないし、さらにはアメリカとの関係においてもそれらはさまざまな変遷をたどることになるわけです。

すなわち、リージョンズというのはある意味で凝り固まったものではなく、多様に国家間の協調の組み合わせが変化することもあるし、あるいはいずれの政策領域について協調を行うことができるのかということによっていろいろな変化が起こる。そういう意味で、現代世界のリージョンズは、非常に「ポウラス」(porous)なものである。ポウラスとは物理学か化学の用語で「たくさんの穴がある(多孔性の)」と理解していますが、外部からの影響を受け(通し)やすいということですね。ですので、戦前のブロック経済とか東西陣営といったようなイメージではない。

そのように現在の世界というのは非常にポウラスなリージョンズからできているが、ヨーロッパとアジアのリージョンズは、世界の他のリージョンズと少し違っている。すなわち、南アジア、アフリカ、中東などの地域とは異なってヨーロッパとアジアがある意味で

特殊なのは、そこに「ドイツと日本」というコアになる国家を有し、アメリカ戦後の覇権国ですけれども一との間に独特の関係を第二次大戦に築いてきたためである、ということのカッツェンシュタインは強調しています。

そもそもアメリカの戦後のヨーロッパ地域に対する政策とアジア地域に対する政策が異なっていたというのは、ヨーロッパに対してはマルチラテラルな枠組みができるように促進する政策、他方のアジアに対してはバイラテラルに安全保障や経済的援助関係を結ぶ政策を進めたということであり、まずはそのようなアメリカの政策の違いがあり、その上に日本の「開発主義国家」といっておりますけれども、戦後日本に特徴的な産業政策が対外関係のあり方をも規定していった。他方、ドイツについても分断国家として創設された西ドイツが、西側国際社会から対等なメンバーとして認めもらうために多国間主義的な枠組みを志向して自ら進んで主権を委譲していったというようなことを述べています。すなわち、アメリカの政策が違っていた上に、さらにコアの国家としての日本とドイツがそれぞれに特有なパターンの対外政策を積み重ねることを通じて、アジアとヨーロッパにおけるリージョンを独特なものとして形成してきた側面を説明しています。

しかし、これらはある意味で構造的な説明の仕方であって、議論の中には確かに歴史的事実も含まれておりますけれども、それらは構造的な説明の一つのピースでしかないのでこの書物が与えるスタティックなイメージは揺らぎません。カッツェンシュタインのような考察の中では、アジア地域とヨーロッパ地域は互いに極めて異質であり、それぞれに固有の歴史的な経緯をたどってかけ離れた構造を備え、何から何まで別世界であるという印象が強くなっています。

これでは、なかなかCREPの趣旨に合わないということで、なんとかもう少し比べられるものとしてアプローチしない限りは比較が成り立たないわけですが、カッツェンシュタインが参考文献として引用しているゾーリングゲン(Etel Solingen)が、ほぼ同時期にコーネル大学出版局から刊行された『リマッピング・イースト・アジア』に寄稿している論文があります。彼女はマレーシア研究の専門家のようなようです。未読ですので正確な紹介はできないのですが、ゾーリングゲンさんは、「アジアの地域主義の特徴は—これはヨーロッパとの比較が念頭にあると思いますけれども—オープンで、コンセンサス指向で、インフォーマルである」というようなことを書いています。

しかしながら、ECないしEUですら加盟国が段階的に増えてきたわけですので、ある意味でオープンなわけです。また、EUにはインフォーマルな要素がないのかというと、

そのようなことは全くなく、確かに法的なフォーマル化というのは著しく進んでいますけれども、そのフォーマルな構造を前提として様々なインフォーマルな仕組みをもち、政策を無理やり共通化しないでインフォーマルな手法によって結果的に政策を共通化させていく。あるいは、理事会における決定も特定多数決のルールがあるにもかかわらず、実際には全会一致によって決定するためにインフォーマルなネゴシエーションが盛んに行われると言われます。

翻って考えると、EUは確かにフォーマルな構造を極めて精緻に発達させてはいますが、インフォーマルな要素がないわけではない。むしろ、フォーマルな要素とインフォーマルな要素が渾然一体となっているというようなことが言えると思います。あまりにも対照性といえますか、相違点を強調するだけの比較の枠組みは有効な説明とならない場合があるのではないのでしょうか。

アジアにはなくてヨーロッパにあるもっとも超国家的な制度の代表というのは、加盟国間の政策共通化を進めるために条約に基づいて個別具体的な方策を提案する役割を担う委員会ですとか、加盟国の法システム—秩序との正面からの衝突を避けつつ、それらを包摂するように優越する法秩序—を加盟国裁判所との調整を通じて築いてきた欧州裁判所というものがあります。スプラナショナルな制度の最たるものとしての裁判所による越境的な法秩序の形成というのは、当然まずは欧州裁判所が創設されなければなかったわけですが、60年代にヨーロッパ法が直接的な効力をもつというような判決ですとか、各国の法に優越するとか、そういう原則を樹立する判決を経て、ある研究者によれば63年から79年の第一期、83年から90年までの第二期を経て、ヨーロッパ法の体系が徐々に形成されてきたわけです。

そうすると、それ以前の段階におけるヨーロッパにおいては、現在のアジアとそれほど違わない地域主義の展開があったのではないか、という単純な類推が成り立つのではないのでしょうか。そのような単純な類推の結果、本日の報告では50年代のヨーロッパを改めて検討してみようと考えました。

50年代のヨーロッパというのは、冷戦という文脈の下で、まずはシューマン・プランが提唱され、石炭製鋼共同体が生まれましたけれども、続いて防衛共同体が朝鮮戦争を契機として提案されながらも結局フランスが批准手続きに失敗することによって挫折に終わりました。その結果、安全保障領域での統合が放棄されて、その後に関税同盟と原子力共同体が次なる統合案として浮上したような時代です。

これからレジュメの2番のところで申し上げるように、二つのローマ条約によって経済共同体と原子力共同体が設立されますが、それらのローマ条約が一定の超国家的な組織を設けたわけですけれども、それらの超国家的な組織がどのような法的、政治的システムを具体的に作り上げていくのかは、創設の時点においてはほとんど正確には予測されていなかったのではないかと思います。

現在から振り返って、今日の構造へと発展してきた経路を必然的なものとするのは誤解を招くものであり、当時においてはどのように委員会が条約を具体化し、どのような法のシステムを裁判所が形成していくのかという方向が定まっておらず、その後さまざまな要因が影響を及ぼしあった結果初めて今日の構造へと帰着したのだと考えざるを得ません。したがって、超国家的組織が設立されておらず、将来に向かってどのような地域主義が形成されていくのかが未だに流動的であった50年代について見ていきます。

今回あらためて検討したのは、そこにある Andrew Moravcsik (以下 Moravcsik) の著作です。参考文献一覧をご参照ください。既に98年に『チョイス・オブ・ヨーロッパ』という大部の著作が出版されました。Moravcsik がそれに先立って発表した個別論文を集大成する形の出版となりました。この著作では、まず今日扱う50年代のローマ条約の締結の過程に続きまして、共通農業政策の具体化とか、あるいは当時では決着しませんでした通貨同盟への動きとか、さらに80年代の単一欧州議定書の採択、それから5番目にはマーストリヒト条約を個別事例として論じています。

ここでやや詳しく私が勉強したのは最初のケースでありまして、この事例が Moravcsik の主張全体を正当に代表しているかどうかについても議論の余地がありますけれども、この Moravcsik は、ある意味でまったく新しいことを言ったのではなく、それまでの議論を整理し先鋭化させたのだと思います。いずれにしても、彼の議論の枠組みは、今日のアジアの地域主義を考える場合にもある程度適用できるのではないかと、という想定にもとづいて紹介するものであります。

本論のほうに移りますが、彼の方法論は、リベラル・インターガバメンタリズム (Liberal Intergovernmentalism) と呼ばれ、EU研究における一つの学派とみなされております。インターガバメンタリズムですので、基本的なアクターは各国の政府です。政府を国際関係における基本的なアクターとして想定する限りにおいて、アメリカの国際政治論の文脈では現実主義、リアリストの立場にたつわけですけれども、主体としての各国の政府がまず国内政治の中から選好 (preference) を形成した上で、対外的に各国の国益を最

大限に実現するように他国との間に交渉を行い、交渉の結果を保障する特定の国際組織を複数の選択肢の中から選びとっていくというように議論を組み立てます。

すなわち、三段論法でもないですけれども、議論は三段階に分かれておりまして、最初にまず国内における選好の形成を確認し、次にそのような選好をもった国々が互いに協調する中からそれぞれの選好を最大限に実現するために交渉に臨むわけなので、二番目の段階が国家間交渉となります。さらに、そのバーゲニングの結果を確保し持続させる、つまり取り決めに反故にする国が出てこないように監視するとか、あるいは不履行に対する罰則を設けるといような目的のために国際的制度を創設するという合計三つの段階を経て、この場合ですとローマ条約の締結に至るとい説明になります。

第一段階の国内における政治過程を経て形成される選好ですが、ここでは経済共同体ないし原子力共同体の形成が到達点ですので、経済的なインタレストが問題となります。もっと具体的にいうと、通商的利害、国内の製造業のための市場をどこに確保するのか、あるいは農業部門が農産物や食糧の輸出先をどのように確保するのか、という関心に利害を固定させていくわけです。

素朴なリアリストといえるかどうかわかりませんが、一般のリアリストは、国際的な権力構造のなかで大国、中規模国、小国、すなわちそのケイパビリティや規模に応じてそれぞれのポジションが決まることを前提とし、そこから国家の対外的選好を自動的に導き出しますが、Moravcsik の場合、各国の通商的利害に関する選好は国内の政治的なプロセスを経て、とりわけ産業界の団体との調整によって決定されるわけです。

国家間協調の到達点を経済共同体の形成に設定すること自体が基本的なバイアスとなっているとも言えますが、経済的な利害こそが国家の具体的な行動を導くのであって、ジオポリティカルあるいはイデオロギー的な利害というのは国家の行動を説明する上ではそれほど重要ではないと彼は言っています。ジオポリティカルな利害というのは、もちろん安全保障上の同盟関係が含まれますが、50年代のヨーロッパの場合には西ドイツがNATOに帰属し、さらにヨーロッパでは西欧同盟がつくられるということで最大のジオポリティカルな 이슈は一応解決されたわけです。それ以外のジオポリティカルな利害というのは、たとえばイギリスの場合大英帝国として地位を守るとか、フランスの場合残された植民地における権益や海外領土に対する帝國的でコロニアルなパワーとしての影響力を維持するということがあります。あるいは逆に、イデオロギー的というべきでしょうか、欧州における連邦の形成、あるいは経済的に回復したドイツがふたたびヨーロッパに戦火をも

たらさないようにドイツのパワーをコントロールすることなどが地政的な利害に関するものです。しかし、Moravcsik は、あくまで国内の輸出産業・製造業がどこに海外市場を確保するか、あるいは農家がどの程度農産物の価格を維持できるかといったような具体的な利害にこそ注目することによって、ローマ条約の締結過程をより説得的に説明できると考えるのです。

第二段階は、そのような選好をイギリス、フランス、ドイツがそれぞれ形成した場合に、今度は共通の目的を達成するために行う交渉が問題となります。この場合、50年代のヨーロッパ諸国はすでに互いに交渉を積み重ねているし、交渉に必要な情報もよく行き渡っている。互いに何を求めているかも了解されているし、取引コストは低く、情報も高価なものではなく、アイデアも共有されているということを Moravcsik は述べています。したがって、政府によるインターガバメンタルな交渉によって合意が形成されていくこととなります。

彼の議論のターゲットは、シューマン・プランを実際に立案したジャン・モネ、ローマ条約案を準備する専門家委員会を率いたベルギーのスパーク、あるいは石炭鉄鋼共同体の運営に携わったフランス人民共和運動のテクノクラートのアルマン(L. Armand)らの果たした役割は極めて小さかったという点にあります。議論の一つのポイントはここにあり、超国家的な起業家ではなく、政府こそが相互に交渉を行い、互いに選好と目的を明確にしながら将来に予想される不履行を防ぐために特定の国際的制度を選択していったというわけです。

もちろん、各国政府からすれば、その行動を予測することが困難な超国家的制度が存在し、それらの超国家的制度が各国の選好に影響を及ぼしたり、あるいは協調から導かれたルールを勝手に変更したりする事態は避けたいわけですが、先ほど述べましたように、政府間で生まれた合意が守られるかどうかをモニターし、不履行が生じた場合には罰則を与えるとか、さらには特定の争点に関する合意が不明確であった場合に合意内容を明確化するとか、そのような役割が不可欠であるため超国家的制度をやむなく形成するということとなります。

したがって、ジャン・モネやスパークなどのいわゆる超国家的起業家(entrepreneur)が、ヨーロッパの統合という抽象的な目的を掲げてどんどん新しい施策を打ち出していく足場をつくるということではなく、あくまでも各国の政府からみた必要不可欠な便宜的措置としての国際的制度の設置という説明の仕方になるわけであります。ここからも、ジオポリ

ティカルな利害ではなく、コマーシャルな利害に着目するというのがポイントとなります。

さて、やや具体的に各国における選好形成をめぐる状況に立ち入りましょう。まず西ドイツの場合ですが、ここでは関税同盟派すなわち統合推進派と、関税同盟には反対であった自由貿易圏を形成すればよい、つまり超国家的な要素なしに自由貿易圏をより広い範囲で形成すべきだと唱えるグループ、この二つのグループ間の対立として描かれています。

前者を代表するのが首相のアデナウアーです。また、アデナウアーの腹心としてローマ条約の具体的な起草作業に携わった法学者で、さらに後には経済共同体の初代委員長となったヴァルター・ハルシュタイン(Walter Hallstein)、さらには外務省西欧局のオプヒュルズ(C. Ophüls)といった人物が数えられます。後者としては、ルートヴィヒ・エアハルト(Ludwig Erhard)がおり、彼はドイツの戦後復興の立役者だと一般的には考えられていますが、相当極端な市場主義者であり、ある意味では産業界よりも少なくとも貿易に関して徹底した自由主義者であったといわれます。

さらに、ドイツの特殊事情としては55年に初めてほぼ完全な主権国家として認められまして、ようやく外務省が設置され外務大臣が就任しましたが、それまではアデナウアーが事実上外務大臣を兼任していました。その際、新設の外務省とエアハルトが率いる経済省との間に対外経済政策をめぐる激しい権限争いが展開されました。一方、アデナウアーは、西ドイツの西側社会への統合、対等な立場での復帰という地政学的利害を明白に強調しましたが、Moravcsikもこの点を認めドイツをやや例外的な事例として位置づけました。したがって、ドイツにおいては地政学的利害対オールド・リベラルな通商利害の対立が政府内組織間の対立として現れたわけです。

以上と対照的なのがフランスの場合でありまして、フランスで防衛共同体の批准手続きが失敗する際の首相はマンデス＝フランスですが、その後にローマ条約締結に至る過程で関わってくるのがフォール(E. Faure)、ギー・モレ(G. Mollet)、あるいはブルジェス・モーヌリ(M. Bourges-Maunoury)といった歴代首相達です。だが、この時期のフランスにとってはどちらかというと植民地の独立問題、アルジェリア戦争がより重要な争点であり、ローマ条約の締結は最優先の課題とはいえなかったのかもしれませんが。あるいは、第四共和制の末期ですので脆弱な中道連合政権が続いたとも言われています。社会党ですとか、キリスト教民主主義の人民共和運動あるいは急進派といったような中道政党が政権を担っていたわけです。急進派などの場合、どの政治家が関税同盟派で、誰が自由貿易圏派であっ

たかは判別しにくい場合もありますが、Moravcsik は与党は全体として関税同盟を支持したと説明しています。

ただ、フランスの場合、防衛共同体が失敗した後に経済的な統合をめぐって交渉が進められているので、ドイツ問題、原子力開発による国威発揚、フランスの国防力の強化、あるいはイデオロギー的な観点からヨーロッパの統合を進めるといったジオポリティカルなインタレストはあまり強くはなく、むしろ経済的な通商的利害にこそ導かれていたと総括されています。たとえば、マルジョラン(R. Marjolin)という人物は、O E E C長官という経歴をもち、財界の利害との調整を行いつつ、条約交渉に臨むフランス政府の戦略をリードしたといった位置づけがなされています。

レジュメにあるC N P Fというものは、フランスの経団連でありまして、産業界の中では関税同盟に消極的な部門が多かったわけですが、この団体のトップはイギリスが提唱する自由貿易圏構想よりも関税同盟を優先していたと指摘されています。Moravcsik が重視するのは、条約案交渉の重要な局面において関税同盟は工業製品に関してフランスに不利を招くにもかかわらず、C N P Fは関税同盟案を受け入れるにあたり、たとえば関税同盟を形成する第一段階から第二段階への移行に際して全会一致による決定を経るという条件、社会的コストすなわち社会政策の給付レベルを加盟国間で調和させるという条件、さらには対外収支が急に悪化した場合にはセーフガード措置として一時的に関税を設定する権利を認めるというような条件を唱えており、それらの条件がほぼそのままフランス政府代表者を通じて他国政府に伝えられたという点であります。つまり、財界によって掲げられた通商的利害がフランスの交渉姿勢をほぼそのまま決定づけていたという点が強調されています。

続いてイギリスの場合ですが、この時期はチャーチルの後を受け継いだイーデン(A. Eden)ないしハロルド・マクミラン(H. Macmillan)首相の時代です。イギリス政府の交渉方針についても、大英帝国云々あるいはアメリカとの特別なパートナーシップといったような地政学的利害がフランスの場合より確かに強かったかもしれないが、やはり最初は関税同盟案そのものに対してこそ非常に冷淡であった。さらに、途中からプランGと呼ばれた自由貿易圏の構想をO E E Cにおいて対案として主張しましたが、これがイギリス国内の工業団体や農業生産者の利害を反映しているものであったと説明されています。実際、ローマ条約交渉に関して外務省は消極的であったのに対し、大蔵省ないしは貿易省の官僚が担当したのです。つまり、イギリスは通商的利害の観点から局外に留まることを選んだわ

けです。石炭鉄鋼共同体に続いてローマ条約にも加わらないということになります。

それは、お手元にお配りした資料の表[Table2.1]（出所はMoravcsikの著書）が示しています。1958年における各国の地域別輸出先をそれぞれのGNP比で表したのですが、イギリスの場合はGNPの12%がコモンウェルス向けであり、石炭鉄鋼共同体加盟国の6カ国、さらには他のヨーロッパ諸国をあわせても大陸に対する輸出の倍近くがヨーロッパ以外に向けられていた点が証拠として挙げられています。

また、農業部門に関しましては資料の下の表[Table2.3]をご参照ください。この表は石炭鉄鋼共同体の6カ国の二国間農産物貿易高を示しておりますが、56年の時点においてフランスの輸出高がそれほど大きくない点が目を引きます。むしろ、6カ国の中ではオランダが農産物輸出国であります。しかし、農業部門に対する保護措置の財政的圧迫から逃れるために、フランス政府は6カ国間の関税同盟（とりわけドイツの国内市場）に活路を求めようとしていたことを説明するためのグラフです。いずれにしても、通商的利害によって各国の選好をある程度正確に説明できるという点をMoravcsikは強調しています。

ただ、彼の説明の問題としては、ドイツとフランスが選択した関税同盟ですが、そもそも関税同盟案そのものはオランダから出されたものであったという点があります。後に国家間の交渉過程のところでも触れますが、もちろん西ドイツがオランダ案を積極的に取り上げていったという点はあります。しかし、関税同盟案はオランダの外相ベイエン(W. Beyen)が発案したものですから、オランダの役割をきちんと説明しなくてはならないわけです。国内における選好形成の説明を英独仏に限定するMoravcsikは、この点に関しては大国主義であるといわざるを得ないと思います。

さて、ベイエン・プランは関税同盟案ですけれども、この案は超国家的制度の設立を含んでいます。このプランが浮上する経緯は大変興味深く、この点についてはMoravcsikと並ぶ統合研究の古典となったアラン・ミルウォードの著書に詳しく説明されています。さきほど述べましたように、オランダは当時農業国でした。けれども、国内の製造業を育成するという産業政策上の目的がありました。にもかかわらず、OEECを場とする関税以外の、GATTは主として関税引き下げに取り組んでいましたから、非関税障壁すなわち数量制限の撤廃交渉はなかなか進捗を見せませんでした。結局、そのような行き詰まりの中から関税同盟案が出てきたわけです。

関税引き下げと数量制限撤廃は、オランダにとって極めて切実な課題であったにもかかわらず、貿易の自由化交渉は二国間においてさえも困難を極めました。私自身誤解してお

りましたが、ベネルクス3国はヨーロッパの中心部にあって自然に利害を共有していたどころか、オランダとベルギーは国内の産業構造を大きく異にしていました。当時のオランダは農業国であり、ベルギーは先進工業国ですね。さらに、労働組合の構造も異なり、戦後オランダでは賃金水準が低く押さえられていましたが、ベルギーではフランスに似て社会保障水準も高かった。経済政策や通商政策がめざす方向が相当かけ離れていたわけです。

確かに、ベネルクス関税同盟は1944年に締結され実際は48年に実現していましたが、OEECを場とする数量制限交渉は停滞していました。ミルフォードが強調する点ですが、貿易の自由化を阻んでいたのは関税というよりは、むしろクォータを初めとする非関税障壁であり、この撤廃が両国の間においてさえ難航していたわけです。そのような前史を踏まえたうえで、オランダは自由化を進めるには関税同盟案しかなく、しかもそれは超国家的制度が期限を定めて実現するしかないという形で提案したのであり、この経緯は正当に評価する必要があります。この点については、ミルフォードがはるかに詳細に明らかにしています。

次に第二段階では、国内政治においてそれぞれ選好を定めた政府が他国との交渉に臨みますが、その過程は年表でご確認ください。54年は、石炭鉄鋼共同体を防衛共同体にまで発展させようとする試みが失敗した年であります。朝鮮戦争を契機として、アメリカがヨーロッパ諸国に集団で安全保障に当たらせようとする構想が浮上しました。石炭鉄鋼業セクターにおける統合を安全保障領域にまで一挙に展開させるために、政治共同体を設立する動きまで現れたわけですが、それがそもそも防衛共同体建設にイニシアティブをとったフランスが批准手続きを進めることができなかつたために挫折しました。

他方、OEECやGATTにおける自由化交渉が停滞する中で、関税同盟案ないしは自由貿易圏構想が唱えられ始めました。これに対し、モネも石炭鉄鋼セクターに関連の深い別のセクターにおける統合案を提案するわけですが、そのようなモネ提案に対抗する形でベネルクス諸国の外相が「ベネルクス・メモランダム」というものを発表します。それを受けてイタリアのメッシナにおいて6カ国会議がまず開かれます。

メッシナ会議は、関税同盟と原子力共同体を創設するための原案を作成する専門家委員会をスパークを長として設置しました。そのスパーク専門家委員会が協議を続け、6カ国の外務大臣に報告書を提出しました。外相たちがこの報告書を承認したのがベニス会議であり、56年の5月に開催されました。

さらに交渉を重ねまして、最終的には57年3月にローマ条約として調印しました。以上

のように、国家間交渉はおよそ三つの段階を経たのですが、ここで強調したいのはすでに述べたようにGATTやOEECを場とする貿易自由化交渉が首尾よく進まなかったことの中から、多国間に関税同盟を結成するには段階を設け期限を付けなければ難しく、そのような関税同盟の段階的達成には超国家的機関の創設が不可欠であるとするバイエン・プランが唱えられた点であります。

他方、この関税同盟案に対し先ほどイギリスについて指摘し、さらにはドイツにおいてもエアハルトによって強く支持された自由貿易圏構想がそれと並行して有力でありました。あるいは、石炭鉄鋼共同体を率いていたジャン・モネは、石炭鉄鋼から原子力エネルギー、ならびに従来型エネルギー、さらには交通部門という別の近接セクターに石炭鉄鋼共同体と同じ手法でもって統合を波及させるという提案を抱いていました。すなわち、モネの個別セクター統合波及案、関税同盟案、さらにFTA構想が競合している状況があったわけです。ちなみに、モネは関税同盟についてはほとんど実現不能という見通しをもっていました。

省みますと、経済統合を進める複数の選択肢は初期の段階において現れていた、ということが出来ます。実際、年表にありますようにベネルクス・メモランダムはモネ提案の一部とオランダのバイエン・プランの関税同盟案を含む形で発表されていたわけです。

それに続く過程についてのMoravcsikの説明は、モネやモネの意を受けたベルギーの著名な政治家スパーク、あるいは三つの共同体の中の原子力共同体の委員長に就任することになるルイ・アルマンといった人物のような、欧州統合の理念を特定の手法を用いて推進していこうという超国家的アクターによって進められたのではなく、政府間会議という言葉そのものが示すように、各国政府を代表したアクターとりわけメッシナ会議以降の過程において主としてドイツとフランスの利害を調整し妥協を導いた主体、すなわち各国政府を代表して交渉に臨んだ人物たちこそが大きな貢献をなしたのであるという形をとっているわけです。さらに、フランスが示すように各国政府の選好は、ほぼ輸出市場を求める国内の経済団体の要求に対応しておりました。

私自身も、欧州統合の過程を地政学的な利害を用いて説明していたなどあらためて気づかされます。たとえば、メッシナ会議で外務大臣たちが「ヨーロッパ連邦」の理念を新たに燃え立たせたとか、あるいは56年11月には、エジプトのナセルがスエズ運河を国有化しようとする動きに対しイギリスとフランスが軍事介入を試みた際に、イギリスがアメリカ・ソ連に促され、結局は一方向的に撤退してフランスに孤独感を抱かせ、その結果フラン

スはその同盟の相手方をヨーロッパ大陸に求めていくことになった、といったような説明がなされます。それらがまったく妥当しないとはいえないにしても、Moravcsik の場合には、あくまでも交渉の目的が関税同盟と原子力共同体という経済的目的にあったと限定し、通商的利益に注目して各国における選好の形成、それに基づく国家間交渉、交渉結果を担保する国際的制度の選択という説明を試みているわけです。

各国から信頼に値する関与を確保するための国際的制度というのは、ローマ条約が規定した委員会などの諸機関やその仕組み、理事会における決定方式、すなわちどのような問題の決定について全会一致を維持するのか、あるいは途中で加盟国の一部が決定を留保しようとする場合に延期の措置をどのように認めるかなどということが細かく記されたわけですが、ここで強調したいのは関税同盟の段階的達成手続きと並び委員会の仕組みをつくる際に、あくまでも石炭鉄鋼共同体の最高機関(High Authority)とは異なる制度が目指された点です。最高機関は超国家的制度として広い範囲から批判を向けられていました。

石炭鉄鋼共同体の最高機関は、極めて強い権限を有していましたがその権限は一つのセクターに限定されてきました。これに対して、経済共同体の委員会については関税同盟ないし共同市場を実現するために、ある程度広い範囲の授權を受けています。ですから、理事会という別の機関に対して、委員会をより強くコントロールするという措置がとられたわけです。いずれにしても、各国政府が合意内容を確認し、相互に合意の遵守を保障し、関与を確保するために、石炭鉄鋼共同体の最高機関とは別の性格をもつ組織が選ばれたわけです。

やや急ぎましたけれども、以上 50 年代にローマ条約の締結によって関税同盟すなわち経済共同体と並んで原子力共同体が創設されるまでの過程を、各国政府を主体として説明しようとする先行業績にもとづいてお話いたしました。Moravcsik 自身、政府の中には地政学的利害を抱いて交渉に臨む場合もあったと認めていますけれども、基本的には通商的利害に基づいた説明の仕方ということがいえます。

さて、最後に以上の説明の枠組みが、今日におけるアジアの地域主義に対してどのようなインプリケーションをもつのかということですが、末廣（昭）さんが少し前にされていた発言が興味深いと思います。末廣さんは、日本が一方では東アジア・サミットなどによって東アジア共同体の形成を唱え、他方ではアジア経済の実態に即した産業ごとの協力や二国間 F T A、E P A の締結を進めようとしており、そのようなサンドイッチ型の地域主

義戦略はうまくいかないとコメントされています。他方、ごく最近の動きとしては、経産省が、ASEAN10カ国プラス3(APT)に欠けている政策調査機関を、OECDをモデルとして多国間につくることを提唱しました。経済諮問会議において、経産相が提案しただけで十分に議論が尽くされているようとは思えないし、閣議決定を経たわけでもないようですが、50年代のヨーロッパにおいても類似の展開があったことを思い起こさせます。例えば、マンデス・フランスは、独仏間に限定して緊密な二国間経済協定を結ぼうとしました。6カ国の関税同盟案は、このような独仏間の協定の動きを牽制しようとしてベネルクス3国が行った対抗提案でもありました。逆に、当時のヨーロッパにおいて関税同盟の代案として考えられていたのは、他国間のFTA—今日のFTAは、製品貿易のみならずサービス、投資、労働力移動の自由化や知的財産権保護などをも含み、バージョン2とか新世代FTAと呼ばれるらしいのですが—であり、より広く連携の枠組みを予定するもうひとつの選択肢でした。

今日のアジアでは、域外共通関税を設ける関税同盟案は見当たりませんが、さまざまなタイプの政府間協力の枠組みが多様な広がりをもつ国々によって構成される場合、各国の対外政策はどのように決定されているのでしょうか。

Moravcsik は、この点を国内政治による選好の形成としてほぼ同じ—実は、イギリス、ドイツ、フランスにおける政治過程はそれぞれ固有の特質をもっていますが、民主的過程としては共通していました—枠組みを用いて説明しましたが、今日のアジア諸国についても当てはまるのでしょうか。

例えば、一昨年の12月の経済財政諮問会議は「FTAについて」という議題を取り上げました。少し脇道にそれるかもしれませんが、ここで著しいのはトヨタ会長であり経団連を代表する奥田議員が国内の構造改革を進める一つ的手段として、「スピード感をもってFTAを推進することが必要」と述べ、これに対し当時の経産相や外相をはじめとする関連閣僚はスピーディーに進めることがなかなか難しいと応じた点です。経済連携促進関係閣僚会議といった組織もあるようですが、交渉迅速化は困難だと答えています。ここには、日本政治の特質が強く出ていて、各省がそれぞれの思惑から動いてはいるものの国家としての政策統合がなされていないと思われれます。

最後に、小泉首相が議長として議論の総括をしています。読み上げますと、「FTAで担当大臣を置けばいいのではないか」ということはよく経済界でも言われるが、現実を考えると担当大臣を仮に置いても同じである。むしろ、担当大臣は総理である私がやらざるを得

ない。そして、外務省、経産省、農水省などそれぞれ連携をとることが大事である。いまの状況を考えると、担当大臣を置いてもたいして効果がない。役所が個別に議論してしまう。問題として大名行列の弊害はある。この前、アロヨ大統領と会ったときにもこんなに人数が多いのかと思った。フィリピンも同じである。役所ばかり大勢集まり大統領のところで役人が準備をしている。私のほうが怒った。もういい加減にしたらどうだ、これは首脳会談だろう」と。これは、ネット上で公開されている議事録です。

「こんな細かいことになったら、私が大統領と首脳会談をする必要はないよ。大枠決めて、あとは担当者に任せればよいのではないかと言ったぐらいだ。相手もそうだ。だから、大名行列の弊害はよく考えなくてはならない。いまはITの時代なのだから、今までみたいに慣例に従ってこの交渉をするからといって、全然関係のない、仮にこういうことがあったらどうだろう、また押しつけ、ほとんど役にたたない。そういう点は、もっと新しい時代にあわせてできるだけ役人行列にならないように少数に絞る。大臣が出たら大臣にふさわしい会談がある。細かい事務的な交渉まで大臣にさせるというのもおかしい。そういう点をよく考えて整理する必要があると思う。FTAというのは大事なので、今の指摘を考えてより一層推進していかなければいけないと思っている」と述べています。

これは、日本の国内政治の状況がある意味で端的に表していると思われまます。そのまま比較しても意味はないのですが、50年代のローマ条約に至る過程として、西ドイツではアデナウアーが反対する閣僚をねじ伏せ、政綱決定権限という憲法上の権限を振りかざして閣内を関税同盟に一致させたという経緯があります。このように首相が最終的に明確な方向を打ち出さない限りは、縦割り行政の弊害はなかなか克服できないのではないかとおもえます。

確かに、フィリピンの場合は、国内の諸利益が内閣レベルにも出てきています。しかし、民主政治の経験が浅い中国や他のアジア諸国はどうなのでしょう。どのような国内政治構造があり、そこから選好がどう形成されるのだろうかと考えますと、50年代ヨーロッパを対象とする場合とはまったく違った分析枠組みが必要なのかもしれません。

もっとも、3番目には文脈の違いを指摘しなければならず、これはFTAといっても戦後のFTAと現在のFTAでは相当異なります。この点についても、末廣さんは個別の政策領域に限定した「有限パートナーシップ」を組めということをおっしゃっていますが、これは石炭鉄鋼共同体のような統合を特定のファンクションにつき超国家的組織なくして国家間協調によって進めていくこととなります。もっとも、これもうまく進むのかどうか

は別の問題かと思えます。

4番目は最初に申し上げたことですが、結局50年代のヨーロッパが経済統合を進める上での選択肢には、関税引下げあるいは数量制限の撤廃交渉がうまくいかなかったという苦渋の経験からオランダが提案したものが含まれていたことに注目すべきだと思います。この場合の関税同盟案というのは、単に同盟達成の約束だけではなく段階を踏んで将来に共同市場を創設するため、それに必要な政策を次々に形成する超国家的な機関とその作動ルールの決定も含んでいたわけです。しかし、それは具体的に今日あるような委員会、理事会あるいは諸々の超国家的な組織や、今日見られるような形でのEUの組織体ないしは構造に展開していくとはまったく予測されていなかったと思えます。

つまり、意図せざる展開というのは、状況が変わればそれに対応して制度には新たな機能が生まれるし、そのような積み重ねでもって今日に至っているわけですので、統合の歴史を考える場合には意図せざる結果・展開をもっと重視する必要があるのではないかと思います。もし、この「もし」はあまり意味がないですが、現在のアジアにおいても超国家的なものが何か出てきたら、例えばOECDに似た政策調整機関でもいいのですけれども、いったんつくられた制度がどのように発展していくかはわからないとも言えるのではないかと。これは、危うい反実仮想とも言えます。

それから、強いて50年代のヨーロッパと比較するとMoravcsik的な説明のバイアスがかかっていますが、そこでローマ条約という文書を生み出したのはジャン・モネあるいはスパークといったような超国家的なエリートというよりは、むしろある意味で素直に自国利益を追求したアデナウアーとか他の国々の首脳であったのかもしれないということですので、意図せざる展開を生み出す可能性をもった制度がインターガバメンタルに創設され、そこに誠実に国益を追求する政治家の行動が加わると、どのような展開が生まれるのかわからないとは言えるのではないかと。やや無理な話になるかもしれませんが。

というようなことで、結局私がこのCREPに臨むときのいちばんの問題点は、ヨーロッパとアジアをいっただうすれば比較できるのだろうかという非常に素朴な問いかけでした。ヨーロッパの50年代を振り返り、統合の結果ではなくてそのプロセスを見てそのプロセスをつくりだしたエレメントを捉え、見方を変えれば今日や今後のアジアの地域主義の展開を見る上での共通の道具として用いることができるかもしれない、と考えこのような報告を行ったわけでありまして。以上、終わります。

(終了)

討論要旨 (Q=質問者、H=報告者、C=コメント)

1.

Q 関税同盟と自由貿易圏とはどう違うのか？域内にとっては同じであり、域外に対する違いということになるが。

H Beyen Plan に示された関税同盟は 6 カ国（独仏伊ベネルクス）を加盟国とし、超国家的組織の設立を含むものだった。しかし、西ドイツの工業界にとっては 6 カ国に限定する理由はない。6 カ国となったのは、石炭鉄鋼共同体が前段階としてあったこと、6 カ国は貿易の伸び率が高かったことが背景にある。また、立場の違いを生む他の要因としては、Erhard は国家であれ超国家的主体であれ政治の市場介入を嫌っていたこと、Adenauer は西独の国際的地位の回復という地政学的動機を持っていたことが挙げられる。

2.

Q 関税同盟は域内では自由主義だが外に対して保護主義的で、Erhard の方が自由主義的だったということか？

H そうのことだ。

3.

Q 関税同盟によってそれ以前よりも高い関税を課した例はあるのか？

H GATT は禁止している。

C 品目ごとに高くなることはあり得るが、全体として高くなることは認められない。また、ケネディ・ラウンドにおいて関税引き下げが合意されたことから、関税同盟の結成時点では高くならなかった。

H 1930 年以降は、関税よりも数量制限の方が主要な政策手段になった Milward は指摘

している。ローマ条約では、これらの非関税障壁についても段階的撤廃が合意されていた。

#### 4.

Q イギリスの立場はどうだったのか？

H 対抗的な態度を取っていた。交渉が始まった時点では、コモンウェルス内の貿易がまだ優越していたが、次第に大陸の経済が成長するだろうとは認識していた。

#### 5.

Q ヨーロッパの場合、西側国家の関係になる訳だが、東アジアでは冷戦下において敵同士だった国家もある。経済的利害だけで割り切れるのか？ナショナリズムも含めて政治家・官僚が国民にどう働きかけたのかということを考えて方がよいのではないか？

H 本報告ではまず共通の説明枠組みを探るところから始めた。しかし、防衛共同体案が実らなかったということや、Adenauer の背景にあった地政学的な関心にも触れたつもりだ。ヨーロッパの場合、基本的にエリート間の交渉だったこと、ナショナリズムを煽るような行動がとられなかったことも指摘できる。

C ドイツに学ぶ必要がある。

C ヨーロッパでは、欧州審議会の設立など人権保護への関心や戦争の悲惨さを反省するような動きもあり、いくつかのフォーラムの併存がみられた。東アジアではそうした多元性があまりみられない。国連のような枠組みのすぐ下に国家が位置するような感じになっている。その意味で、国民を説得するための手段が少ない。

#### 6.

Q 戦後になぜ地域主義が出てきたのか？経済的要求というならばそれ以前にもあったはずだ。説明としては福祉国家の形成が各国で進められたということが大きいので

はないか？

H そうとも言える。しかし、福祉国家の形成が欧州統合への着手と並行したことも大切である。アメリカの関与なども無視できない。前史があったことは看過できないとしても、戦後の出来事として説明した方が説得力がある。

7.

Q 第一次世界大戦の影響が大きかったのではないか？

H そう思う。福祉国家との関連は Milward が強調しているところで、安定成長への志向から対外的に関税同盟の設立にも積極的になったと考えられる。しかし、Moravcsik は統合をできる限り単純な理屈で説明することを目指した。

C 東アジアの現状を見ていると、AFTA などでは機能別の担当大臣会議が 10 以上あり、制度化されてきている。しかしそこでは安全保障が抜けている。他方で、内閣府主導もうまくいっているとはいえない。どちらの方向をとるにせよ共同体は先のことだと考えざるをえない。

8.

Q 税収の要因は関係しないか？関税は徴収しやすい。ヨーロッパでは税収の中で関税の重要性が低下したことも一因ではないか？

H 戦前であっても税収に占める関税の比重は大きいものではない。また Milward によれば 1930 年以降は quota の方が保護政策の主要な手段となった。

9.

Q ヨーロッパと東アジアでは、経済エリートの違いがあるのではないか。ヨーロッパでは域内の多国籍企業が重要だが、東アジアではむしろ日米など域外の多国籍企業を中心だ。反映される利害の主体が違うのではないか。

H 確かに、域内経済主体の間に共通利害があったとは思いますが、説明枠組みをより複雑にする必要が出てくる。しかし、コンテキストの整理の重要性は次第に感じるようになってきた。

#### 10.

Q アジアでは何が統合の梃子になりうるのか？

H 税関手続きなどの技術的な調整かもしれない。

#### 11.

Q 農業・漁業などの「土着の利害」的なものが東アジアではあまり反映されていないが、ヨーロッパでは反映されているのではないか？

H ヨーロッパでも大企業・中小企業間、セクター間の利害衝突はあっただろう。

#### 12.

Q マルチナショナルなものが中心だとすると、国内の選好形成がだいぶ違ってくる。Moravesik の枠組みが通用するかというのが質問の趣旨では？

C 政治体制や理念の違いを悲観的に強調するのはアジアにおいて日本ぐらいだ。経済的な協力関係はそれを乗り越えて生じてくるはずだ。その意味 Moravesik のような見方は、長期的にはかなり可能性があるように思う。

C 通商的利害が優越し、小国が大国に従わざるをえないような状況はヨーロッパも東アジアも同じだろう。Moravesik の議論を応用する可能性はあるように思う。

H 説明の枠組みを modify することは必要だ。ヨーロッパについても、初期の段階についてはよく当てはまるが、現在に近づくほど委員会、裁判所などの存在を考慮する必要が出てくる。諸制度が、当初は予想されなかった展開を遂げることになったという点を強調したい。Katzenstein のように議論すると（構造的で静的な説明となる

ので) そのようなダイナミズムを柔軟に考察することが困難になる。

(以上記録 郭 舜)

## 250406CREP 報告

関税同盟への選択 ―戦後ヨーロッパにおける自由貿易圏構想―

平島 健司

## 1. いかにしてアジアとヨーロッパの地域主義比較が成り立つか？

超国家的制度なき「事実上の（市場）統合」

P. J. Katzenstein : *A World of Regions* (E. Solingen: East Asian Regional Institutions)

A. Moravcsik : Liberal Intergovernmentalism(LI)を通じて見た 50 年代のヨーロッパ

## 2. 自由貿易圏構想と関税同盟構想

LI の議論

国内における選好形成→国家間交渉→国際的制度の選択

選好形成

地政的利害に対する通商的利害の優越 (Cf. Milward・戦後福祉国家の経済政策)

西ドイツ K. Adenauer, W. Hallstein, C. Ophüls vs. L. Erhard

フランス E. Faure [A. Pinay], Guy Mollet [C. Pineau], M. Bourges-Maunoury  
R. Marjolin, CNPF(Conseil National du Patronat Francais)

イギリス A. Eden, H. Macmillan: Plan G (FTA)、大蔵省・通商省&gt;外務省

\* オランダ Beyen プラン (Cf. Milward) 53 年 2 月←ベルギー政府の反応分裂

国家間交渉

前提：防衛共同体の失敗（54 年 8 月）と GATT 関税引下げ・OEEC 数量制限撤廃交渉  
の行詰まり（50 年の Stikker プラン）、モネ構想・FTA 構想・6 カ国関税同盟構想

メッシナ会議→ベニス会議→ローマ条約調印

西ドイツを中心とする事前の 6 カ国間貿易の拡大

モネ、スパーク、ECSC スタッフ(L. Almand)、側近の役割・構想の有効性を低く評価

国際的制度の選択

ECSC の最高機関から区別された委員会

## 3. アジアの地域主義との比較のために

東アジア共同体構想と二国間 FTA の並行から多国間広域経済連携へ(二階経産相構想)？

アジア諸国における国内政治(Cf. 平成 16 年第 34 回経済財政諮問会議「FTA について」)

文脈の違い(機能別協調を要請する諸問題)

制度がたどる「意図せざる展開」とその効果

アジア地域主義にはアデナウアーこそが求められている(モネではなく)？

## 250406CREP 報告

## 関税同盟への選択

## 1955年

- 5月 主権を回復した西ドイツ（3日）、イタリアとともに新たに発足した西欧同盟（WEU）、NATOに加盟（それぞれ5日、9日）  
交通部門、エネルギー部門、共同市場、社会政策の領域における統合継続に関するベネルクス・メモランダム（20日）
- 6月 ECSC6カ国外相のメッシナ会議（1・2日）、経済と原子力に関する共同体を中心とする統合推進に向けた提案を具体化するスパーク（Paul-Henri Spaak）専門化委員会を設置。
- 10月 ECSC最高機関長を6月に退いたモネ（Jean Monnet）、「ヨーロッパ合州国のための行動委員会」設立（13日）  
ザールラントの住民投票が自治案を否決（23日）

## 1956年

- 1月 「ヨーロッパ合州国のための行動委員会」第1回会合で欧州原子力委員会に関して決議声明（18日）
- 4月 スパーク委員会、6カ国外相に報告書提出（27日）
- 5月 6カ国外相ベニス会議、スパーク委員会報告書を承認（29・30日）
- 6月 独仏、ザールラントの西独帰属について合意（4・5日）  
経済・原子力共同体設立条約の交渉開始（26日）
- 7月 OEEC大自由貿易圏（工業製品）提案（18日）  
エジプトによるスエズ運河国有化に対する英仏軍事行動開始（26日）
- 10月 英、英連邦諸国を含む自由貿易圏（+農産物）を提案（3日）  
ハンガリー動乱（20日～11月11日）
- 11月 英仏軍、エジプト上陸（5日）  
アデナウアー、パリ訪問。英、仏に一方的に撤退通告、スエズ停戦（6日）
- 12月 両国軍、撤退（24日）

## 1957年

- 1月 6カ国外相、ブリュッセルにおいて条約案交渉、仏海外領海外県をめぐる紛糾（26～28日）
- 2月 経済・原子力共同体条約起草交渉妥結（19・20日）
- 3月 二つのローマ条約調印（25日）。英不参加、経済共同体の西欧自由貿易圏への統合を提案
- 5月 スパーク NATO 事務総長就任（16日）

- 6月 英と北欧諸国、ヨーロッパ自由貿易圏について協議（5日）
- 10月 OEEC 閣僚理事会、EEC 加盟国を含む OEEC 自由貿易圏を支持（16・17日）

### 1958年

- 1月 EEC と Euratom 発足（それぞれ委員会と理事会を創設。初代委員長ハルシュタイン[Walter Hallstein]、アルマン[Louis Armand]。議会と裁判所は3共同体に共通）
- 2月 ベネルクス三国、(43年の通貨協定と44年の関税同盟設立協定に続く[実現は48年]) 経済同盟発足（3日）
- 3月 ストラスブールで欧州議会開会、シューマン初代議長（19日～21日）
- 4月 EEC 理事会、公用語について規則第1号発令（15日）
- 5月 経済社会委員会初会合（19日）
- 7月 EEC 農業会議、CAP の基本原則について合意、農産物価格と農家経営合理化プログラム作成（3～11日）
- 10月 欧州司法裁判所創設(7日)
- 11月 仏、EEC の大自由貿易圏拡大に反対（14日）
- 12月 OEEC 閣僚理事会、自由貿易圏形成について見解不一致を確認（15日）  
欧州決済同盟（1950年結成）に代わる欧州通貨協定（55年調印）発効（27日）

## &lt;参考文献&gt;

- Breslin, Shaun, Christopher W. Hughes, Nicola Phillips and Ben Rosamund (eds.)(2002), *New Regionalisms in the Global Political Economy*, London: Routledge
- Katzenstein, Peter J. (2005), *A World of Regions. Asia and Europe in the American Imperium*, Ithaca and London: Cornell University Press.
- Loth, Wilfried, William Wallace und Wolfgang Wessels (Hg.)(1995), *Walter Hallstein. Der vergessene Europäer?*, Bonn: Europa Union Verlag
- Manger, Mark (2005), Competition and Bilateralism in Trade Policy: The Case of Japan's Free Trade Agreements, *Review of International Political Economy* 12, 804-828.
- Mattli, Walter (1999), *The Logic of Regional Integration. Europe and Beyond*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Milward, Alan S. (1992), *The European Rescue of the Nation-State*, London: Routledge.
- Moravcsik, Andrew (1998), *The Choice for Europe. Social Purpose and State Power from Messina to Maastricht*, Ithaca and London: Cornell University Press.
- Pempel, T. J. (ed.)(2005), *Remapping East Asia. The Construction of a Region*, Ithaca and London: Cornell University Press.
- Pierson, Paul (1996), The Path to European Integration. A Historical Institutional Analysis, *Comparative Political Studies* 29(2), 123-163.
- Wiener, Antje and Thomas Diez (2004), *European Integration Theory*, Oxford: Oxford University Press.
- Wurm, Clemens (ed.)(1995), *Western Europe and Germany. The Beginnings of European Integration 1945-1960*, Oxford and Washington: Berg Publishers.
- 末廣昭 『『アジア化』する日本経済 生産・消費の地域化と新たな国際分業体制』 東京大学社会科学研究所[編] 『「失われた 10 年」を超えて[ I ]』 東京大学出版会、2005 年.
- 水島治郎 『戦後オランダの政治構造 ネオ・コーポラティズムと所得政策』 東京大学出版会、2001 年.
- 経済財政諮問会議議事録要旨 (平成 16 年第 34 回) <http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2004/1220/shimon-s.pdf>